

## 男性職員の育児休業取得状況の公表について

育児・介護休業法の改正により、令和7年4月1日からは、従業員が300人を超える企業等の事業主に対し、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられました。当法人における令和6年度「男性職員の育児休業取得率」は、下記のとおりです。

### 記

令和6年度 男性職員育児休業取得率 : 20.0%

以上

今後も職員一人ひとりが働きやすく、子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めてまいります。

2025年11月25日

一般財団法人 京都地域医療学際研究所